



こどもの医療費を支払ったときは…

18歳以下のお子さんが、福島県外の医療機関を受診し、
医療費を支払った場合、申請することで払い
戻しを受けることができます。

ご注意ください
申請できる期間は、医
療費を支払った翌日
から2年間です。

1. 申請に必要なもの（世帯主が窓口に来た場合）

- ❖ 国民健康保険被保険者証
- ❖ 世帯主名義の通帳
- ❖ 領収書（原本）
- ❖ 世帯主の個人番号カード、又は個人番号通知カード及び本人確認書類

2. 申請に必要なもの（世帯主以外が窓口に来た場合）

上記の第1項のものに加えて、

- ❖ 委任状
- ❖ 委任を受けた方の本人確認書類



マイナンバー制度開始により、「申請人と対象者の個人番号」と「申請人の本人確認」が必要です。

3. 申請できる場所

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）
 - ❖ 各行政センター・各連絡所
- ※郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。

4. 申請方法

申請窓口にて、「国民健康保険10割給付の償還払いに係る一部負担金支給申請書」（第1号様式）に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付して提出してください。

5. 初めて申請される方は必ず御一読ください

- ❖ 「申請書」は同じ受診者であれば、1枚に複数の診療分を記入できます。
診療分が複数あり、「申請書」1枚に記入しきれない場合及び別の受診者の診療分がある場合は、「申請書（別紙）」を受診者ごとに分けて記入してください。
- ❖ 支給は、申請書に記載した診療月のうち、直近の診療月から3ヶ月後の末日です。
(例) 4月30日に1月、2月、3月診療分を申請した場合、直近である3月診療分から数えて3ヶ月後の6月末に1月、2月、3月全ての診療分を一度に支給します。
- ※ 受診した医療機関から診療報酬請求が遅れた場合など、支給時期が遅れる場合があります。予めご了承ください。



お問合せ先 郡山市国民健康保険課 給付係
電話024-924-2141
(平日8:30~17:15)